

平成25年5月10日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成24年(ワ)第101号 損害賠償請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成21年(ワ)第99号)

口頭弁論終結日 平成25年1月23日

判 決

(当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり)

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 控訴人は、別紙2相手方一覧表の相手方欄記載の各相手方に対し、それぞれ同相手方一覧表の認定額欄記載の金額及びこれに対する平成21年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を熊取町に支払うよう請求せよ。

(2) 被控訴人らのその余の請求を棄却する。

2 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を除く。)は、第1、2審を通じてこれを5分し、その2を控訴人の、その余を被控訴人らの各負担とし、補助参加によって生じた費用は各補助参加人らの各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨(控訴人補助参加人ら24名)

- 1 原判決中控訴人敗訴部分(各控訴人補助参加人ら関係部分)を取り消す。
- 2 上記取消部分に係る被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、熊取町の住民である被控訴人ら4名が、平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間に熊取町が発注した別紙3工事一覧表記載の157件の公共工事(以下「本件請求対象工事」という。)に関し、熊取町の地元建設業者によって組織される熊取建設業協同組合(以下「本件組合」という。)の理事であった補助参加人 K (以下「 K 」という。)及び

同 N (以下「 N 」という。)の主導により、同組合所属の別紙2相手方一覧表記載の番号1から23までの建設業者ら23業者(2個人を含む。以下「本件建設業者ら」という。)の間で談合が行われた結果、熊取町が損害を被ったとして、同町の執行機関である控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、 K 、 N 及び本件建設業者ら(以下、併せて「本件相手方ら」という。)に対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることを求めた住民訴訟である。

原審において、控訴人に、補助参加人 A (以下「補助参加人 A 」という。)及び同株式会社 W (以下「補助参加人 W 」という。)を除く控訴人補助参加人ら22名(以下「原審補助参加人ら」という。)が、それぞれ自己関係分に関する訴訟につき補助参加した。

原判決は、被控訴人らの請求を一部認容したところ、原審補助参加人らが、控訴人の敗訴部分を不服として、それぞれ自己関係分について控訴人のために控訴した。また、当審において、補助参加人 A 及び同 W (以下「当審補助参加人ら」という。)が、控訴人に補助参加の上、それぞれ自己関係分につき、控訴人敗訴部分の取消し及び取消部分に係る被控訴人らの請求棄却の判決を求めた。

2 前提となる事実は、原判決が「事実及び理由」欄の第2の2(2頁8行目から6頁1行目まで)に、争点及び争点に関する当事者の主張は、同第3及び第4(6頁2行目から17頁9行目まで)にそれぞれ摘示するとおりである。ただし、以下のとおり補正する。

- (1) 8頁5行目の「契約」を「当該工事に係る工事請負契約」に改める。
- (2) 11頁14行目の「参照」を「・丙A1参照」に改める。

3 当審における被控訴人らの本案前の主張(当審補助参加人らの参加の可否) 当審係属中の平成24年10月31日に補助参加人 A が、同年11月2日に同 W が、それぞれ補助参加の申出をした。しかし、本件においては控

訴人自身による控訴はないから、控訴期間内に控訴した補助参加人に関する部分のみが移審する。同期間内に控訴しなかった当審補助参加人らに関する部分は、移審効はなく、同関係部分は控訴期間経過により確定したというべきである。したがって、当審補助参加人らの補助参加は却下されるべきである。なお、控訴人は、当審補助参加人らに損害賠償請求を通告しており、両者に関する敗訴部分について控訴権の放棄にも等しい行為を行っている。もし、控訴の効果を両者に関する敗訴部分にまで及ぼすとすれば、控訴人の「控訴しない自由」を侵害する。

第3 当裁判所の判断

1 被控訴人らの本案前の主張について

訴訟物が異なる数個の訴えにつき、第1審で併合審理・判決がなされ、その一部につき控訴があった場合、訴訟は全体が移審し（控訴不可分の原則）、控訴審の口頭弁論終結に至るまで、控訴提起時に不服を申し立てなかった訴訟物についても、不服の範囲を拡張することは許される。

ところで、本件において、控訴人に対し、別紙2相手方一覧表の相手方欄記載の各相手方に対し、各損害賠償を請求することを求める訴えは、それぞれ訴訟物が異なるけれども、原審において併合審理（客観的併合）・判決がされたものである。

したがって、訴訟物の一部について利害関係を有する原審補助参加人らにより控訴がなされた場合、その不服の範囲は、利害関係を有する部分、すなわち本件に即していえば、当該補助参加人が控訴人から請求を受けることになる部分に限られることになるが、他方、同補助参加人の控訴により、訴訟は全体が移審することとなるから、控訴審の口頭弁論終結に至るまで、訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、自らが利害関係を有する自己関係分につき、当事者の一方に補助参加し、その不服の範囲を拡張することも許されるものと解される。なお、このように解しても、控訴人は当該拡張部

分につき取下げすることができなくなるものではなく、何ら控訴人の権利を侵害するものではない。

よって、補助参加人 A 及び同 W の当審における補助参加及び不服申立ての範囲の拡張は、控訴期間経過にかかわらず適法・有効というべきである。被控訴人らの本案前の主張は理由がない。

2 争点1（本件請求対象工事に係る談合行為の有無）について

(1) 原判決が「事実及び理由」欄の第5（以下「原審判断」という。）の1（17頁11行目から30頁15行目まで）に記載のとおりである。ただし、以下のとおり補正する。

ア 17頁14行目の「20、」を「20、丙B4、5、」に改め、同15行目の「同 Y、」を削除する。

イ 19頁15行目末尾の次に「通常の談合の場合は、2日前に参考内訳書と入札金額の指示を渡すが、大原住宅第2期工事については金額が大きい工事であったため、談合抜けを防止するため、当日に渡すことを指示したものであった。」を加える。

ウ 20頁13行目末尾の次に、次のとおり加える。

「そして、I と熊取町との間で訴訟（大阪地方裁判所平成20年(ワ)第2364号、大阪高等裁判所平成21年(ワ)第547号、同第734号。以下、一連の訴訟を「大原住宅第2期工事民事事件」という。）となり、同事件で、前記談合事件による損害額が争点とされ、落札価格税込み6億6150万円と適正な競争価格税込み5億9115万円との差額である7035万円と認定され、同判決は確定した（丙B4、5）。」

エ 21頁20・21行目の「要旨次のとおりである（甲4、5、11）」を「要旨次のとおり認められる（甲4、5、11、弁論の全趣旨）」に改め、25行目の末尾の次に「K は設立当時、専務理事の

地位にあり、2、3年後、まもなく代表理事となって長年その地位に留まっていた。kは遅くとも平成15年ころには、本件組合の預金口座を管理し、本件組合のために活動し、最高責任者として自他ともに認める存在となっており、NやT及びKI。その他本件組合加入業者らは、kの意向に従っていた。」を加える。

オ 22頁末行の次に改行の上、次のとおり加える。

「(ロ) 熊取町議会で組合のこと等が問題となった場合は、本件組合員を招集して同議会の傍聴に行き、反対議員に無言の圧力をかけるなどの活動も行っていった。」

カ 25頁12行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「また、平成20年4月から、大原住宅第2期工事談合摘発を踏まえて、控訴人における入札契約制度を改めた。すなわち、契約検査課を新設し、熊取町建設工事等請負業者指名審査要綱などの全面見直しを実施した。発注基準額土木1億円、建築1億5000万円以上については制限付一般競争入札を導入し、指名競争入札については基準額の上限を従来の土木2億5000万円、建築8億円について、土木1億円、建築1億5000万円へとそれぞれ引き下げ、指名業者には必ず町外業者3社以上を含めるようにした。ほかにも、平成19年11月に工事請負契約約款を改正し、20%の談合違約金条項を制定し、試行的に実施していた予定価格の事前公表を平成20年度から本格実施した。官公需適格組合である建設業協同組合に加入している業者に対して、入札業者の級別格付基準となる総合評点に関して、熊取町独自で主観点数200点を加算していたが、このような主観点数の加算については全廃した(甲20)。」

キ 25頁21行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「(オ) また、大原住宅第2期工事談合発覚前後で、落札価格と最高入札価

格との差のばらつきに有意な違いがみられる。例えば、前記談合発覚前の入札状況は別紙5(甲33の1)のとおりであり、そのうち番号1は落札価格1250万円のところ、入札数11件の入札金額をみると、落札価格との差は低い方から4万円、5万円(2件)、7万円、9万円、10万円(2件)、11万円、14万円、16万円となっている。落札価格と最高入札価格との差はわずか1.3%であった。特に、顕著なのは、同番号33であり、落札金額4230万円に対し、13札が2.8%の範囲内に収まっているが、その金額の差も5万円、20万円(2件)、30万円、45万円、50万円、70万円、75万円、80万円、90万円、115万円、120万円などと5万円単位の刻みとなっている。

他方、前記談合発覚後においては、別紙6(甲26)のとおり、入札金額が最低入札金額の10%以上から20%以上のばらつきがあり、時に30%以上になることもあって、入札価格も無秩序な価格となっている。

落札価格との乖離率を別紙5と同6で比較すると、前記談合発覚前(別紙5)は、1639札のうち落札札157札を除いた1482札の落札金額との差は、5%未満のものが約80%を占め、10%以上のものが5.1%であり、20%を超える入札はなかった。他方、前記談合発覚後(別紙6)は、入札総数157札に対する乖離率10%以上のものは62札あり、その占める割合は39.5%、乖離率20%以上のものが42札あり、その占める割合は26.8%も存在した(甲23ないし27、32、33)。」

ク 27頁1行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「さらに、大原住宅第2期工事談合発覚前の落札率が高く、前記発覚後の落札率が大きく下落したという事実があることのみならず、前記認

定のとおり、前記発覚前においては、個々の工事の落札価格と入札価格との近接性と規則性が認められるものが多数存在したのに対し、前記発覚後においてはこれにばらつきがあったことに照らせば、前記発覚前には多数の談合があったことが推認される。」

ケ 27頁12行目の「他方で」から21行目末尾までを次のとおり改める。

「大原住宅第2期工事談合発覚前においては落札価格と入札価格との近接性と規則性がみられるものが多々存在したことなどに照らすと、上記
K の供述に従えば、特に反証のない限り、前記談合発覚前、少なくとも95%以上の落札率をもって落札された工事については、すべて談合が行われたものと推認するのが相当である。」

コ 同頁24行目の「157」を、「157。平成21年11月25日付け。原審原告ら準備書面(2)別紙参照」に改める。

サ 28頁3行目から29頁4行目までを次のとおり改める。

「イ H 工務店の主張について

H 工務店は、本件請求対象工事のうち、H 工務店が落札した3工事（別紙3工事一覧表の番号48、55、148）について、入札金額を独自の積算によって決定しており、談合の結果落札したものである旨主張し、上記3工事についての実施予算書（当該工事の実行予算、すなわち実際にかかるであろう経費について積算した計算書。丙C1から3まで）を提出するほか、原審証人 M もこれに沿う供述をする。

しかしながら、上記実施予算書はパソコンのデータを打ち出したものであるということであり（原審証人 M）、その作成時期については必ずしも客観的に特定できるものではなく、また、作成方法やその数字上の根拠について裏付けとなるものはなく、果たして、入札前に、設計図書等をもとにして積算・作成されたものかどうかについては

疑問を呈さざるを得ない。上記実施予算書に基づく実行予算から、最終的な入札金額（落札金額）を決定した過程についても、実行予算に上乘せした利益の根拠は必ずしも明らかではない。このようにみてくると、上記実施予算書の存在をもって、前記談合の推認を覆すに足りない。

また、原審証人 M は、阪南工務店が落札した上記3工事も含め、本件組合において談合がされたことは一切ない旨供述するが、証拠（甲4）によれば、平成17年5月30日から平成18年12月8日までの間に95%以上の高い落札率で I 建設が落札した5件の工事（これらの工事については、本件刑事事件の供述調書において K が談合行為の存在を認めている。）のうち3件の工事について H 工務店が入札に参加しているのであって、少なくともこれらの工事については H 工務店が談合に協力しているものと認められる。そうすると、H 工務店落札に係る上記3工事のみ例外であったとする根拠も見当たらず、前記3工事の談合を否定する供述についてもその信用性に疑問を差し挟まざるを得ない。

してみると、H 工務店の上記主張は採用できず、落札率が95%を超える別紙3工事一覧表番号55及び148の工事について、談合があったことの推認を覆すことはできない。」

シ 29頁17行目から30頁8行目までを次のとおり改める。

「イ 被控訴人らは、本件請求対象工事については、すべて本件刑事事件の捜査過程において、K が談合行為の存在を認めたものであるから、そのとおり認められるべきであり、また、落札価格と最高入札価格との差が極めて近接した範囲内であるものは談合が行われたことが明らかであるから、談合によるものと認められるべきである旨主張する。

確かに、大原住宅第2期工事談合発覚後は、平均して予定価格の80%程度で落札されていることに鑑みると、90%以上という数字は有意に高く、また、前記発覚後の落札価格と最高入札価格との差のばらつきが大きいことと対比してみると、それが極めて近接しているということは談合の存在を推認させるものといえることができる。

しかし、他方、K及びNは95%以上のものは談合によるものであると述べ、あえて90%以上とは述べていないこと（甲4の3・5）に照らすと、95%未満の中には談合が行われていないものを含む可能性があることを否定できず、この点を考慮すると、前記の事情があるからといって、90%以上のものはすべて談合によるものと認めることには躊躇せざるを得ない。なお、Kの供述調書（甲4の7）では90%以上の落札率の工事についてすべて談合を認めるかのような記述にはなっているが、この点は、KやNの供述調書と齟齬しており、また、Kは本件組合の中核ではない立場の者であることに照らすと、その正確性には疑問を差し挟まざるを得ない。このようにみえてくると、落札率90%以上でかつ落札価格と最高入札価格との差が近接しているものは談合の疑いが強いものとは認められるが、すべて談合によるとまでは断定するに至らず、結局、落札率95%以上のものをもって談合によるものと認めるのが相当である。」

3 争点2（熊取町に生じた損害の有無及び額）について

(1) 前記のとおり、本件談合認定工事について、本件組合が主導する談合が行われたことが認められるところ、当該談合に関与した本件相手方は、それぞれ関与した談合に係る工事について、熊取町に対して、公正な競争の下に形成されたであろう想定落札価格と現実の落札価格との差額相当額の損害を与えたとみることができる。

もつとも、談合がなければ公正な自由競争によって形成されたであろう想定落札価格は、談合の結果、現実には形成されなかった価格であり、しかもこの想定落札価格は、当該工事の種類、規模、特殊性、地域の特性、入札参加者の数及び各業者の受注意欲・財政状況、入札当時の経済情勢等の多種多様な要因が複雑に絡み合って形成されるため、証拠に基づいて具体的に想定落札価格を認定することは極めて困難である。そうすると、本件においては、熊取町に損害が生じたことは認められるものの、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときに該当するといえるから、民事訴訟法248条を適用して、相当な損害額を認定するのが相当である。

(2) 上記の見地から、本件における相当な損害額について判断する。

ア 前記認定事実のとおり、平成19年12月1日から平成20年3月31日までに実施された指名競争入札（18件）の平均落札率は76.7%、平成20年度に実施された指名競争入札（48件）の平均落札率は80.9%であったことが認められ、このような大原住宅第2期工事談合発覚後の入札状況に照らせば、本件談合認定工事について、仮に談合が行われなかったならば、いずれも予定価格の80%程度に近い価格で落札された蓋然性が高いといえる。もつとも、談合発覚により、本件組合員に対する指名停止等の措置がなされたことにより、熊取町の実施する指名競争入札への本件組合員以外の業者の関心が高まり、競争入札が通常よりも激化した可能性も否定できない。また、補助参加人らが指摘するところ、落札価格は景気の変動や個別具体的な工事内容や規模・金額、入札業者の規模・技術、入札予定者数等に影響される面もある。さらに、大原住宅第2期工事の民事事件では、最低制限価格5億4900万円（税抜き）のところ、想定落札価格5億6300万円（同）とされており、両価格が必ずしも一致するものと認定されてはいない（丙B4、5）。落札後に工事価格修正

が行われ、結局、請負代金額が最低制限価格を上回ることも時折存在するところであり、すべて「落札価格－最低制限価格」をもって損害とみるのは相当とはいえない。してみると、談合がなされる以前において、談合がなかったならば形成されたであろう想定落札価格は、最低制限価格に等しいものと直ちに推定するのは相当ではなく、熊取町が被った損害（民事訴訟法248条による相当な損害額）は、控え目にみて、本件談合認定工事の各落札価格（税抜き）の10%相当額に消費税相当額を加算した額であると認めるのが相当である。

イ ところで、原判決のとおり、損害額を各落札価格（税抜き）の15%相当額に消費税相当額を加算した額であるとみると、工事によっては、想定落札価格が最低落札価格を下回るという不合理な結果を生じることにもなる。例えば、最低制限価格が予定価格の86%に過ぎない工事については、前記15%を損害とする考え方に従えば、落札価格が予定価格に等しい場合、想定落札価格（予定価格×（100－15%））が最低制限価格（予定価格×86%）を下回る事態が生じ、不合理な結果を招来することとなり、適切ではない。

ウ 結局、現実には存在しないあるべき想定落札価格を算出するに当たって、その推計の手がかりとなる根拠に乏しい本件においては、大原住宅第2期工事の損害額に着目して、前記アのとおり算定するのが相当である。なお、本件談合認定工事において、予定価格の90%を上回る最低制限価格のものではなく、前記のとおり判断しても不合理はない。

エ なお、補助参加人Ⅳは、大原住宅第2期工事談合発覚後、最低制限価格を公表するなど運用を改めており、運用が異なるものを比較して損害額の判断を行うことは適切ではないと主張するが、最低制限価格は平成15年度当時から事前公表されており、その前提に誤りがあり、また、前記の運用改定の内容に照らし、比較対照することが不相当とは認め難い。

(3) 具体的な損害額の算定

以上に従い、本件談合認定工事に関して熊取町に生じた損害額を算定すれば、別紙3工事一覧表の認定損害額欄記載のとおり、合計3億7154万9850円の損害が生じていると認められる。

4 本件相手方らの責任について

原審判断の3（32頁14行目から33頁末行まで）に記載のとおりである。

5 争点(3)（過失相殺の可否及びその割合）について

補助参加人らは、仮に本件請求対象工事において談合の存在が認められるとしても、熊取町の担当職員らは談合の存在を知っていたか、当然に想像がついていたのであるから、熊取町の担当職員らには、談合をやめるよう指導監督すべき義務又は少なくとも事実調査を行うべき義務があったにもかかわらずこれを怠った過失があるから、相当の過失相殺が行われるべきである旨主張する。

確かに、本件刑事事件におけるⅣ及びⅤの供述調書には、落札率の高さやボーリング作業等から、熊取町の担当職員らが談合の存在に気づかないはずがないとか、設計金額の概数を教えてもらう見返りとして、当該担当職員に対して飲食接待や現金授受等を行っていた旨の供述がある（甲4）。しかし、仮に、熊取町職員に監督義務違反や担当職員による教示行為等があったとしても、それらは補助参加人らを含めた業者の談合行為のいわば幫助行為に過ぎず、補助参加人らは、熊取町の職員らの幫助を得て、故意による共同不法行為者として熊取町に損害を与えたのであって、その行為の主体性、違法性に鑑みれば、熊取町職員の幫助的行為を理由に過失相殺を適用して、談合を行った者らの責任を減じる理由は見出し難い。熊取町職員が不当な手段を用いて強いて補助参加人らに談合をさせたような事情がある場合は格別、そのような事情がない本件においては、損害の公平な分担の見地から、過失相殺を認めることなく、補助参加人らはその全額について賠償責任を負うとみるのが相当である。したがって、補助参加人らの上記主張を採用することはできない。

都道府県発注工事の落札率は、平成14年度は95.3%、平成15、16年度は94%、平成17年度は91.1%、平成18、19年度は83.5%で推移していること、平均落札率95%以上の都道府県は、平成15年度は47都道府県中22、平成16年度は18にのぼっており、全国統計からみても、落札率が異常というものではないこと、熊取町に隣接する泉佐野市の平成15年度から平成17年度までの落札率（丙E1）をみると、高い落札率であったことが分かること、そもそも、入札業者は、皆同じような積算資料（原材料カタログや建物物価）と積算ソフトを用いて作成した見積書をもとに最終的な入札金額を決定しているから、入札者の入札金額が似通っているのはむしろ当然であることなどを指摘する。

しかし、熊取町の工事につき、本件組合加入業者ではない者が属する入札において落札率の高いものがあるとしても、また、大原住宅第2期工事談合発覚後においても落札率の高いものがあるとしても、これらも談合による可能性があることを否定できず（これらを談合によるものとは認定しないものの、談合の疑いを否定するものではない。）、これらの存在をもって、落札率95%以上の工事が談合によるものと推認することを妨げるものではない。全国平均等の落札率に高いものがあることについても、その数値の基礎には談合が行われているものも含まれている可能性もあり、必ずしも参考とはならない。かえって、全国市民オンブズマン作成の「入札調書の分析結果についての報告」（甲39ないし甲48）によれば、落札率95%以上のものを「談合の疑いが強い」ないし「極めて強い」と分類して調査分析を行っており、この経験則は一般化しているものと推認される（なお、同書証によれば、平成17年から平成18年にかけて談合の疑いが高いとされる落札率95%以上の落札は52.5%から25.1%に半減している一方、85%未満の落札も20.7%から37.1%に上昇しており、そのころから談合についての住民訴訟が増加傾向にあることと関連して、談合率が減少したこ

とによるものと推認される。）。さらに、補助参加人らは、積算資料（原材料カタログや建物物価）と積算ソフトを用いて作成した見積書をもとに最終的な入札金額を決定しているから、入札者の入札金額が似通っているのは当然であるとも主張するが、前記のとおり、大原住宅第2期工事談合発覚後は、入札価格にばらつきが生じていたのであり、必ずしも入札金額が似通うものということとはできず、また、そもそも入札制度は、企業努力を前提にして競争入札を行う制度であり、数値にばらつきがある方がむしろ自然であって、補助参加人らの主張は採用できない。

(4) 落札回数及び落札金額による談合の推定の可否

補助参加人らは、談合が組織的・計画的に行われ、予め定めた順番に従って順次落札していくというルールが定められていたのならば、落札回数も落札金額も均一になるはずであるが、本件においては、本件組合員の落札回数（1回～13回）も落札金額（210万円から1億円余）も全く均一になっていない、このことは談合が組織的計画的に行われなかったことを表すものであると主張する。

しかし、甲4の5・7添付の「平成15～平成18年度熊取町土木工事（Bランク）入札結果」によれば、概ね規則的に割り当てがなされており、談合の存在が推認できる。確かに、落札回数や落札金額が均一ではないとは認められるが、会社規模、受注意欲、入会順位等に左右され、あるいは、落札はしなくとも落札者の下請に回ることによるメリットを受けている可能性もあり、必ずしも重視するに値せず、前記落札回数や落札金額が異なることをもって直ちに談合を否定できるものではない。被控訴人の前記主張は採用できない。

(5) 当審における補助参加人北川の主張について

ア 補助参加人：Kは、本件談合認定工事に係る全工事144件について、
Kが独立に不法行為の要件を備える程度に具体的に関与した事実は認め

難い、Kは組合設立当初は組合の代表理事の地位にはなく、Kが指示をして談合システムを構築させたものではない、落札予定業者は、星取り表を作成して持ち回りで決められるのであって、Kが決めるのではない、Kに関連する今勝建設の損害認定額も23社中9番目に過ぎず、突出しているものでもない旨主張する。

イ しかし、前記工事はいずれも入札者間で事前に談合が行われたことが明らかなるものであり、これにKがいかに関与したかが問題であるところ、前記のとおり、Kは、本件刑事事件における供述調書の中で、本件組合がまさに談合をするための組織であること、これまで恒常的談合が行われてきたことを自認しており、そのような組織において、本件談合認定工事が行われた期間中、本件組合の代表理事の地位にあり、かつ、本件組合の預金口座を独占的に掌握していたこと、本件組合においては定期的あるいは臨時的に理事会や全員協議会が開かれていたと推認されること（弁論の全趣旨）、Nは現場説明会には必ず行っており、そのころKとNとの間で特に軋轢があったと認めるに足りる証拠はなく、KがNを通じてすべての本件組合加入業者の工事について情報を得ているとみるのが自然であること、工事が落札された場合には落札金額の1%を落札者から徴収することになっており、全工事を把握し得る立場にあったこと、熊取町議会で組合のこと等が問題となった場合は、本件組合員を招集して同議会の傍聴に行き、反対議員に無言の圧力をかけていたなどの活動を行っており、本件組合活動の中心的存在として、その業務に実質的に深く関与し、大原住宅第2期工事談合の維持にも余念がなかったことに照らすと、本件談合認定工事のすべてについて談合による入札者と意思を相通じて、個別の案件についてもすべて談合の維持に影響力を及ぼしており、共謀の意図があったものと推認するのが相当である。

7 なお、株式会社KVの関係する部分については、控訴人から控訴は

なく、かつ同社が補助参加することもなかったから、同部分を被控訴人らの不利益に変更することはできない。

8 以上によれば、本件談合認定工事に係る談合により、熊取町は、本件相手方らに対し、それぞれ別紙2相手方一覧表の認定額欄記載の金額の損害賠償請求権を有しているところ、控訴人は、大原住宅第2期工事談合に関する損害賠償請求を除き、現在まで本件相手方らに対して損害賠償請求権を行使していないのであって、その行使を違法に怠っているといわざるを得ない。

そうすると、被控訴人らの請求は、主文第1項(1)の限度で認容し、その余は棄却するのが相当である。よって、これと一部異なる原判決を上記の趣旨に従って変更することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官	前	坂	光	雄
裁判官	菊	池		徹
裁判官	遠	藤	俊	郎

相手方一覧表

(円)

相手方	略称	請求額	認定額
1		39,637,500	15,933,750
2		48,720,000	18,711,000
3		88,882,500	41,910,750
4		34,965,000	13,492,500
5		11,956,350	5,064,150
6		90,709,500	48,193,950
7		2,100,000	1,050,000
8		106,155,000	53,266,500
9		54,915,000	22,932,000
10		37,905,000	13,356,000
11		51,534,000	18,677,400
12		26,040,000	3,853,500
13		20,874,000	6,990,900
14		70,990,500	42,110,250
15		47,071,500	21,336,000
16		15,655,500	6,327,300
17		20,307,000	7,717,500
18		16,537,500	5,370,750
19		14,645,400	5,300,400
20		17,241,000	9,599,625
21		11,592,000	4,168,500
22		13,503,000	3,213,000
23			
(小計)		859,839,750	374,749,725
24		50,000,000	50,000,000
25		40,000,000	40,000,000

工事一覧表

(別紙3)

(円)

番号	年次	工事名	業者名	契約日	予定価格 (概数)	落札価格 (概数)	最低制限額 (概数)	落札率 (B/A)	主務監督員 (B/A)	K	N	規定標準額 (B x 0.1 x 0.8)
1	H15.20	1区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	10,000,000	10,000,000	10,000,000	100.00%	〇〇			1,000,000
2	H15.20	2区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	15,000,000	15,000,000	15,000,000	100.00%	〇〇			1,500,000
3	H15.20	3区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	20,000,000	20,000,000	20,000,000	100.00%	〇〇			2,000,000
4	H15.20	4区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	25,000,000	25,000,000	25,000,000	100.00%	〇〇			2,500,000
5	H15.20	5区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	30,000,000	30,000,000	30,000,000	100.00%	〇〇			3,000,000
6	H15.20	6区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	35,000,000	35,000,000	35,000,000	100.00%	〇〇			3,500,000
7	H15.20	7区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	40,000,000	40,000,000	40,000,000	100.00%	〇〇			4,000,000
8	H15.20	8区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	45,000,000	45,000,000	45,000,000	100.00%	〇〇			4,500,000
9	H15.20	9区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	50,000,000	50,000,000	50,000,000	100.00%	〇〇			5,000,000
10	H15.20	10区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	55,000,000	55,000,000	55,000,000	100.00%	〇〇			5,500,000
11	H15.20	11区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	60,000,000	60,000,000	60,000,000	100.00%	〇〇			6,000,000
12	H15.20	12区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	65,000,000	65,000,000	65,000,000	100.00%	〇〇			6,500,000
13	H15.20	13区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	70,000,000	70,000,000	70,000,000	100.00%	〇〇			7,000,000
14	H15.20	14区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	75,000,000	75,000,000	75,000,000	100.00%	〇〇			7,500,000
15	H15.20	15区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	80,000,000	80,000,000	80,000,000	100.00%	〇〇			8,000,000
16	H15.20	16区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	85,000,000	85,000,000	85,000,000	100.00%	〇〇			8,500,000
17	H15.20	17区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	90,000,000	90,000,000	90,000,000	100.00%	〇〇			9,000,000
18	H15.20	18区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	95,000,000	95,000,000	95,000,000	100.00%	〇〇			9,500,000
19	H15.20	19区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100.00%	〇〇			10,000,000
20	H15.20	20区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	105,000,000	105,000,000	105,000,000	100.00%	〇〇			10,500,000
21	H15.20	21区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	110,000,000	110,000,000	110,000,000	100.00%	〇〇			11,000,000
22	H15.20	22区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	115,000,000	115,000,000	115,000,000	100.00%	〇〇			11,500,000
23	H15.20	23区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	120,000,000	120,000,000	120,000,000	100.00%	〇〇			12,000,000
24	H15.20	24区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	125,000,000	125,000,000	125,000,000	100.00%	〇〇			12,500,000
25	H15.20	25区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	130,000,000	130,000,000	130,000,000	100.00%	〇〇			13,000,000
26	H15.20	26区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	135,000,000	135,000,000	135,000,000	100.00%	〇〇			13,500,000
27	H15.20	27区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	140,000,000	140,000,000	140,000,000	100.00%	〇〇			14,000,000
28	H15.20	28区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	145,000,000	145,000,000	145,000,000	100.00%	〇〇			14,500,000
29	H15.20	29区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	150,000,000	150,000,000	150,000,000	100.00%	〇〇			15,000,000
30	H15.20	30区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	155,000,000	155,000,000	155,000,000	100.00%	〇〇			15,500,000
31	H15.20	31区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	160,000,000	160,000,000	160,000,000	100.00%	〇〇			16,000,000
32	H15.20	32区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	165,000,000	165,000,000	165,000,000	100.00%	〇〇			16,500,000
33	H15.20	33区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	170,000,000	170,000,000	170,000,000	100.00%	〇〇			17,000,000
34	H15.20	34区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	175,000,000	175,000,000	175,000,000	100.00%	〇〇			17,500,000
35	H15.20	35区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	180,000,000	180,000,000	180,000,000	100.00%	〇〇			18,000,000
36	H15.20	36区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	185,000,000	185,000,000	185,000,000	100.00%	〇〇			18,500,000
37	H15.20	37区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	190,000,000	190,000,000	190,000,000	100.00%	〇〇			19,000,000
38	H15.20	38区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	195,000,000	195,000,000	195,000,000	100.00%	〇〇			19,500,000
39	H15.20	39区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	200,000,000	200,000,000	200,000,000	100.00%	〇〇			20,000,000
40	H15.20	40区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	205,000,000	205,000,000	205,000,000	100.00%	〇〇			20,500,000
41	H15.20	41区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	210,000,000	210,000,000	210,000,000	100.00%	〇〇			21,000,000
42	H15.20	42区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	215,000,000	215,000,000	215,000,000	100.00%	〇〇			21,500,000
43	H15.20	43区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	220,000,000	220,000,000	220,000,000	100.00%	〇〇			22,000,000
44	H15.20	44区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	225,000,000	225,000,000	225,000,000	100.00%	〇〇			22,500,000
45	H15.20	45区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	230,000,000	230,000,000	230,000,000	100.00%	〇〇			23,000,000
46	H15.20	46区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	235,000,000	235,000,000	235,000,000	100.00%	〇〇			23,500,000
47	H15.20	47区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	240,000,000	240,000,000	240,000,000	100.00%	〇〇			24,000,000
48	H15.20	48区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	245,000,000	245,000,000	245,000,000	100.00%	〇〇			24,500,000
49	H15.20	49区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	250,000,000	250,000,000	250,000,000	100.00%	〇〇			25,000,000
50	H15.20	50区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	255,000,000	255,000,000	255,000,000	100.00%	〇〇			25,500,000
51	H15.20	51区 区画整理工事	株式会社 〇〇	H15.20	260,000,000	260,000,000	260,000,000	100.00%	〇〇			26,000,000